

第 11 次 福岡県交通安全計画 <概要>

～交通事故のない「安全で安心な福岡県」を目指して～

第 1 福岡県交通安全計画とは

交通安全対策基本法（以下「法」という。）第 4 条において、「地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされており、これを推進するため、法第 16 条において、都道府県交通安全対策会議を置くこととされています。

福岡県交通安全対策会議（会長：知事）は、法第 25 条により、国の中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）の作成した交通安全基本計画に基づき、県内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である県交通安全計画を作成しなければならないと定められています。

福岡県交通安全計画は、昭和 46 年度から 5 年毎に作成されており、今回は第 11 次の計画を作成します。（計画期間：令和 3 年度～ 7 年度）

第 2 計画の概要

1 計画の構成

（1）計画の基本理念

- ・交通事故のない社会を目指して更なる一歩を踏み出す
- ・人優先の交通安全思想を基本として施策を推進
- ・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

（2）構成

- ・第 1 章 道路交通の安全
- ・第 2 章 鉄道交通の安全
- ・第 3 章 踏切道における交通の安全

2 道路の交通安全対策

(1) 現状と目標

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
死者数 (人)	157	161	145	147	152	143	139	136	98	91
発生件数 (件)	43,326	43,178	43,678	41,168	39,734	37,308	34,862	31,279	26,936	21,495
飲酒運転事故	257	185	171	153	156	158	126	144	133	111

県内における交通事故死者数は、平成 26 年から 2 年連続で増加し、平成 27 年は 152 人となりましたが、平成 28 年以降は減少に転じ、令和 2 年は 91 人となりました。

また、発生件数にあっては、平成 26 年から 7 年連続で減少し、令和 2 年には 21,495 件となりました。

第 10 次交通安全計画に掲げた「令和 2 年までに年間の交通事故死者数を 100 人以下、年間の交通事故発生件数を 36,000 件以下にする。」という目標を達成することができました。

飲酒運転による交通事故の発生件数は、平成 30 年には 144 件、令和元年には 133 件と高止まりの状況で推移していたものの、令和 2 年中には 111 件と統計が残る昭和 40 年以降最少となりました。しかしながら、依然として違反者の約 8 割が高濃度のアルコールを体内に保有した状況で運転しているなど、酒の影響があることを十分に認識しながら運転する悪質なドライバーが数多く存在していることがうかがわれることから、引き続き、各種取組を効果的に推進する必要があります。

国の交通安全基本計画では「令和 7 年までに、交通事故死者数を 2,000 人以下とする」という目標の実現を掲げています。

第 11 次福岡県交通安全計画では、交通事故のない「安全で安心な福岡県」を究極の目標として、各種対策を総合的かつ強力に推進し、令和 7 年までに交通事故死者数を 80 人以下にすることを目指します。

また、令和 7 年までに交通事故発生件数を 16,000 件以下にすることを目指します。

<道路交通の安全についての目標>

令和 7 年までに、年間の交通事故

死者数	80 人以下
発生件数	16,000 件以下

(2) 県内の交通事故の特徴

令和2年中の県内の交通事故の特徴は次のとおりです。

- ① 高齢者の死者数が53人で、全死者数の58.2%を占めています。
- ② 子供の交通事故発生件数は、全体の3.3%ですが、少子化の進展を踏まえた対策が必要です。
- ③ 状態別の死者数では、歩行者の死者数が47人で最も多く、全死者数の51.6%を占めています。
- ④ 自転車による交通事故の発生件数は全体の15.3%で、都市部を中心に自転車利用者のルール違反やマナーに反する行動が問題となっています。
- ⑤ 飲酒運転による交通事故の発生件数は111件（前年比22件減少）で全国ワースト7位です。
- ⑥ 生活道路(車道幅員5.5メートル未満の道路)における死者数は10人で、全死者数の11.0%を占めており、生活道路における自動車の速度抑制対策や、幹線道路を通行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するなど生活道路における安全を確保するための対策を推進する必要があります。

(3) 交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は、経済社会情勢の動向に伴い今後複雑に変化すると見込まれ、特に新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響が、様々な課題や制約を生じ、県民のライフスタイルや交通行動への影響を及ぼすことが予想されます。

将来の交通事故の状況については、正確には見極め難しいところですが、現在、高齢者の交通事故死者数が、全死者の約6割と高く、高齢者の運転免許保有者の増加に伴い、高齢運転者が加害者となる交通事故が全交通事故に占める割合も増加傾向にあります。

このことから、今後、高齢社会の進展に伴い、交通事故死者に占める高齢者の割合が一層高くなること等が予想され、高齢者の交通安全対策が課題となっています。

このため、第11次福岡県交通安全計画では、下記の視点から、8つの柱を重点項目に定めて、交通安全対策を推進します。

<7つの視点>

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 飲酒運転の撲滅
- ④ 生活道路における安全確保
- ⑤ 先端技術の活用推進
- ⑥ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑦ 地域が一体となった交通安全対策の推進



<8つの柱>

① 道路交通環境の整備

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・幹線道路における交通安全対策の推進
- ・交通安全施設等の整備事業の推進
- ・高齢者等の移動手手段の確保・充実
- ・効果的な交通規制の推進 等

② 交通安全思想の普及徹底

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進（自転車の安全利用、飲酒運転撲滅） 等

③ 安全運転の確保

- ・運転者教育等の充実（高齢運転者対策、飲酒運転者対策）
- ・事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 等

④ 車両の安全性の確保

- ・自動車の検査及び点検整備の充実
- ・自転車の安全性の確保 等

⑤ 道路交通秩序の維持

- ・交通指導取締りの強化等
- ・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 等

⑥ 救助・救急活動の充実

- ・救助・救急体制の整備
- ・救急医療体制の整備 等

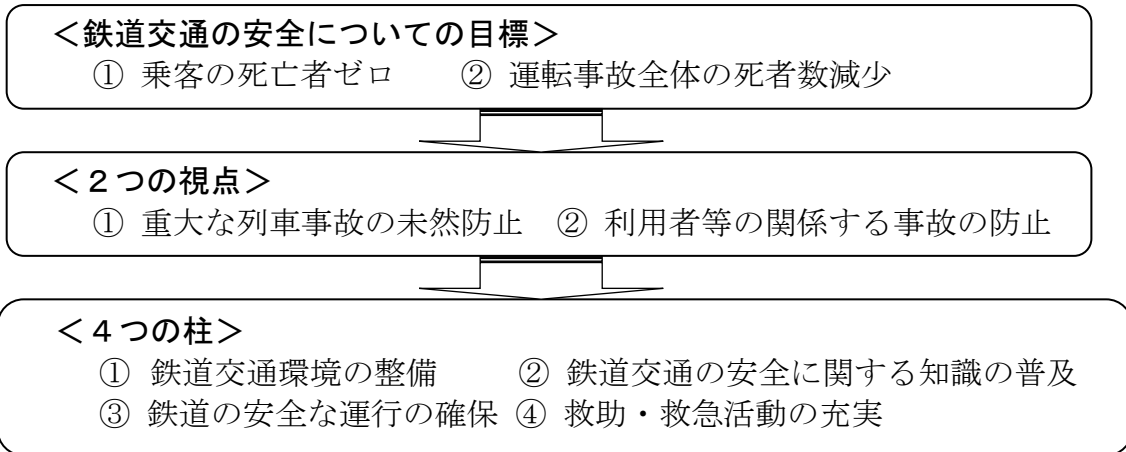
⑦ 被害者支援の充実と推進

⑧ 道路交通事故要因の総合的な調査分析の推進

3 鉄道の交通安全対策

県内における令和2年の鉄道運転事故全体の発生件数は、19件でした。また、乗客の死亡事故は発生していないものの、踏切やホーム内での事故により、11人の方が亡くなっています。

一たび事故が発生すると、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりでなく、被害が甚大となる鉄道事故について、第11次福岡県交通安全計画では、鉄道の交通安全対策を推進することにより、乗客の死者数ゼロを継続するとともに、運転事故全体の死者数の減少を目指します。



4 踏切の交通安全対策

県内における鉄道運転事故のうち踏切事故は、令和2年の発生件数8件、死者数は3人でした。長期的には減少傾向ですが、改良すべき踏切道がなお残されています。第11次福岡県交通安全計画では、踏切事故防止対策を推進することにより、令和7年までに踏切事故件数を令和2年と比較して約1割削減することを目指し、踏切事故のない社会を目指します。

